

第 59 号議案

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の制定  
について

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

滋賀県教育委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則（令和 5 年滋賀県規則第 号）の規定の例による。

付 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 7 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）は、廃止する。

## 「滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則」の制定について

### 1 制定の理由

- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、令和5年4月1日より、法による全国的な共通ルールが適用されることとなったことから、法の施行に必要となる事項等を定める、滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されるとともに、滋賀県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）が廃止される。
- ・ このことに伴い、現行条例の施行に関し必要な手続き等を定める「滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則」（以下「現行規則」という。）についても廃止することとなる。
- ・ このため、法に規定される手続き等に関し必要な事項等を定めるため、新たに「滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（※）」（以下「本規則」という。）を制定しようとするもの。

（※）廃止する現行規則と同名

### 2 本規則の内容

- ・ 本規則については、今般の法改正等に伴い、新たに知事部局において定められる「滋賀県知事の保有する個人情報保護に関する規則」の内容に準じることとする。
- ・ 準じることとする「滋賀県知事の保有する個人情報保護に関する規則」の主な内容は、以下のとおり。
  - (1) 開示請求、訂正請求および利用停止請求および決定等に関する手続きに関する事項
  - (2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問に関する事項
  - (3) (1)～(2)に関する各種様式

### 3 その他

現行規則の廃止については、本規則の付則で行うこととする。

### 4 施行日

令和5年4月1日